

都道府県公害審査会の動き (令和5年7月~9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和5年(調)第4号事件	国道沿線等騒音被害防止及び損害賠償請求等事件	R5.5.29
京都府 令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R5.7.10
神奈川県 令和5年(調)第2号事件	マンション階下からの騒音被害防止等請求事件	R5.7.18
山梨県 令和5年(調)第3号事件	自治会からの騒音被害防止請求事件	R5.7.24
京都府 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭・騒音等防止及び損害賠償請求事件	R5.7.26
東京都 令和5年(調)第1号事件	運送業者営業所からの騒音防止請求事件	R5.8.2
東京都 令和5年(調)第2号事件	マンション駐車場からの騒音防止請求事件	R5.8.3
東京都 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの煙害防止請求事件	R5.8.3
埼玉県 令和5年(調)第5号事件	エアコン室外機等からの騒音被害防止請求事件	R5.9.21
東京都 令和5年(調)第4号事件	学童保育施設からの騒音防止請求事件	R5.9.26

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 令和4年(調)第 1号事件 [動物ふん尿の投 棄による水質汚 濁等被害防止請 求事件]	群馬県 住民1人	群馬県 住民1人 群馬県 (代表者 知事)	令和4年7月20日受付 (1)温泉旅館の営業ができなく なったことに対する補償(2)畜 産農業に係る動物のふん尿で 汚染された申請人活動地の温 泉湧出井戸の回復(3)ミネラル ウォーター製造設備費の支払 い。(4)被申請人B活動地の土 壤の回復及び、今後地下浸透 が起こらない、畜産農業に係 る動物のふん尿で汚染された 雨水や土砂が申請人の土地に 流れ込まない対策。 (5)金3,000万円の賠償 ・申請人所有地の温泉湧出井 戸を掘った時の額2,000万円 ・ミネラルウォーター製造設 備費900万円 ・生活の糧を失ったことに対 する当面の補償100万円	令和5年7月20日 調停打切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
栃木県 令和5年(調)第 1号事件 [岩石採取場から の騒音・粉じん 被害等防止請求 事件]	栃木県 住民39人	採石会社	令和5年4月3日受付 (1)被申請人は、被申請人が岩 石採取計画において定めた就 業日及び就業時間、騒音と粉 じんを防止するための措置を 遵守しなければならない。 (2)被申請人は、上記計画のう ち就業時間を日曜日のみなら ず祝祭日も除くものとし、そ の操業に伴い発生する騒音を さらに低減し、防じんの措置 を執らなければならない。	令和5年8月7日 調停打切り 調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
埼玉県 令和5年(調)第 3号事件 [飲食店排気口か らの悪臭被害防 止及び損害賠償 請求事件]	埼玉県 住民1人	飲食店經 營会社	令和5年6月12日受付 (1)南向きに設置されている店 舗の排気口を北側に伸ばし、 排気が南や風下である東側に 来ないようにすること。 (2)脱臭と脱脂処理をした上で 排気すること。 (3)悪臭や刺激物質で汚染され	令和5年9月11日 調停打切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手續を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>た布団、カーテン、衣類他の回復費用を負担すること。換気扇、布団乾燥機にかかる電気代、消臭剤代、シーリング代、その他費用を負担すること。</p> <p>(4)この手続にかかった費用を支出すること。</p>	
大阪府 令和5年(調)第 1号事件 〔鉄軌道騒音・ 振動被害防止請 求事件〕	大阪府 住民1人	鉄道会社	<p>令和元年6月19日受付</p> <p>被申請人の電車による振動を改善する補修の実施を求める。</p>	<p>令和5年9月12日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。</p>
兵庫県 令和5年(調)第 1号事件 〔酒販卸作業に係 る騒音防止対策 等請求事件〕	兵庫県 住民1人	酒類販売 会社	<p>令和5年3月10日受付</p> <p>(1)防音壁の設置、倉庫及び駐車場前のグレーチングの修理、トラックのブザー音の低減や鳴らさないようにすることなど、被申請人の会社からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、会社の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日及び祝祭日の操業は行わないこと。(3)2019年11月に10年以内に現在地から移転をするとの発言があり、進捗状況がどうなっているのか回答すること。</p>	<p>令和5年9月22日 調停打切り</p>
神奈川県 令和5年(調)第 2号事件 〔マンション階 下からの騒音被 害防止等請求事 件〕	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	<p>令和5年7月18日受付</p> <p>下記2項を騒音源である長女の家主である被申請人に監督不行き届きとして求めたい。</p> <p>(1)主に申請人が寝室で使用している北西洋室において、ほぼ連日の23時前後から5</p>	<p>令和5年9月25日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>時半ごろまで長時間の断続的な壁叩きによる騒音の即時停止と完全な再発防止。</p> <p>この再発防止には、A：集合住宅の規約違反から自主退去、B：親による常時監視、C：現状住居で可能な対策（部屋の移動等）が考えられ、本来は再発防止策として、AかBを必須としたいが、被申請人には大変重い対応からこの調停では受入れ難いと考えられるため、Cで納得できる対策が可能ならば和解する方向で考えたい。</p> <p>(2) 損害賠償または慰謝料の請求</p>	
神奈川県 令和5年(調)第1号事件 [近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件]	神奈川県 住民2人	建設会社	<p>令和5年6月20日受付</p> <p>被申請人は、申請人らに対し、352万9900円及びこれに対する令和4年11月18日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払えとの調停を求める。</p>	<p>令和5年9月27日 申請取下げ</p> <p>申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として令和5年7月1日から令和5年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があつたものを掲載しています。